

国立大学法人小樽商科大学出版会規程

(平成19年12月19日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人小樽商科大学出版会（英文名称は、Otaru University of Commerce Press とする。以下「出版会」という。）を置く。

(目的)

第2条 出版会は、教育研究に関わる学術図書、教科書及び教育教材等に関する図書の刊行・頒布を通じて、本学の教育研究とその成果の発表を助成するとともに、学術・教育・文化の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 出版会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 教育研究に関わる学術図書、教科書及び教育教材等に関する図書の刊行・頒布
- (2) その他出版会の目的に関わる事項

(会長)

第4条 出版会に会長を置き、学長をもって充てる。

(審議)

第5条 出版会に関する審議は、グローバル戦略推進センター研究支援部門運営会議（以下「運営会議」という。）において行う。

2 運営会議は、出版会に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 運営に関すること。
- (3) 財務に関すること。
- (4) 編集に関すること。
- (5) その他出版会の管理運営に関すること。

(事務)

第6条 出版会の事務は、学術情報課が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、出版会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人小樽商科大学出版会運営委員会規程は、これを廃止する。